

## 静岡市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の業務の委託（以下「公共事業等」という。）の適正な施行を確保するため、公共工事等から暴力団及びその関係者の排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名からの排除等)

第2条 市長は、静岡中央警察署長、静岡南警察署長又は清水警察署長（以下これらを「署長」という。）から「公共工事等から暴力団及びその関係者排除に関する連絡協調体制の確立について」（合意書）（以下「合意書」という。）の1（2）又は（3）に基づき、競争入札参加資格者（以下「有資格業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当する旨の回答又は通知を受けたときは、当該各号に定めるところにより期間を定めて、当該有資格業者を公共工事等の契約のための指名競争入札参加者の指名（以下「指名」という。）から排除するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名から排除する有資格業者を構成員に含む共同企業体を、当該指名排除の期間と同じ期間、指名から排除するものとする。

3 市長は、前2項の規定により指名排除の措置を受けた有資格業者又は共同企業体を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(指名排除措置の解除)

第3条 市長は、署長から、合意書の1（4）に基づき、前条第1項又は第2項の規定（別表第1号及び第4号の措置要件に該当する場合に限る。）により指名から排除した有資格業者又は共同企業体が当該別表の措置要件に該当しなくなった旨の通知を受けたときは、指名排除の措置を解除するものとする。

(事案の審議と報告)

第4条 市長は、第2条第1項若しくは第2項の規定により指名からの排除をするとき、又は前条の規定により指名排除の措置を解除するときは、静岡市建設業者等選定委員会（以下「委員会」という。）に審議させるものとする。

2 委員会は、前条の規定により審議したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(部会への通知)

第5条 財政局財政部契約課長は、第2条第1項若しくは第2項の規定により指名からの排除をしたとき、又は第3条の規定により指名排除の措置を解除したときは、速やかにその旨を委員会の各部会の長に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、やむを得ない場合を除き、公共工事等において、指名排除の措置期間中である有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負等の禁止)

第7条 市長は、公共工事等について、指名排除の措置期間中である有資格業者に当該公共工事等の全部若しくは一部を下請負させ、又は受託させてはならない。

2 市長は、公共工事等の全部若しくは一部を下請負させ、又は受託させている有資格業者に指名排除の措置をしたときは、当該公共工事等の契約の相手方に対して、その者の変更に ついて協力を求めるものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
(1) 有資格業者の経営者等（法人の場合は、法人の非常勤を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であるとき。	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内。 ただし、期間満了時に改善されていない場合は、再度指名排除の措置を行う。
(2) 有資格業者の経営者等又は経営に事実上参加している者が、不正に暴力団関係者を使用したとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
(3) 有資格業者の経営者等又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたとき。	
(4) 有資格業者の経営者等又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者と密接な交際等を有しているとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内。ただし、期間満了時に改善され

	ていない場合は、再度指名 排除の措置を行う。
--	---------------------------